発行人 大

分 県 編集

(定価

三万八千八百八十円)

大
分
県
報
TIX

平成二十九年

第二九二八号

月二十七日 (金曜日)

寄与することを目的とする。 関する事業を行うと共に地域の資源を活用した事業を行い、福祉の増進や地域の活性化に

Ŧi. この法人は、高齢者や生活困窮者及び近隣地域に在住する人々に対して、福祉や健康に

㈱明文堂印刷

定款に記載された目的

箇年

平成二十九年十月二十七日

 $\equiv$ 

代表者の氏名

四

臼杵市芋地一組 主たる事務所の所在地 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 三色すみれ

申請のあった年月日

平成二十九年十月十六日

定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成二十九年十月二十七日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

六

定款変更の内容

役員に関する事項の変更

会議に関する事項の変更

定款の変更に関する事項の変更 資産及び会計に関する事項の変更

公告の方法の変更

上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)

第十条第一項の規定により、

次のとおり特

て、生活全般にわたる支援活動に関する事業を行い地域住民、

高齢者及び障害者が楽しく

この法人は、日常生活において、さまざまな不自由を感じている高齢者や障害者に対し

ふれあうことの出来る場の提供を行い地域に貢献できるよう支援事業を行い社会福祉の向

大分県告示第六百六号

〇 告

示

四

主たる事務所の所在地

Ŧi.

定款に記載された目的

大分市大字森町五十一番地の五

 $\equiv$ 

代表者の氏名

特定非営利活動法人

福祉支援センター森

中山俊一

変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

変更申請のあった年月日

平成二十九年十月十一日

告

都市計画事業の認可…

道路区域の変更(二件) …………

特定非営利活動法人の設立認証申請………

示

Ħ

次

り特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十九年十月二十七日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、

次のとお

大分県告示第六百七号

大分県報

大分県告示第六百八号

(告示)

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の

大分県告示第六百九号			内線						一二号	道 二 ———————————————————————————————————				及び路線名	道路の種類		平成二十	え置いて一般	その関係図面は、	区域を変更する。
*六百九号	······································	五六番六まで五六番六まで	五八番四から杵築市山香町大字日指字尾鼻九	五六番三まで	五八番四から杵築市山香町大字日指字尾鼻九	番七まで料築市大字狩宿字鉈田一一二一	から杵築市大字狩宿字原九四二番六	番五まで	杵築市大字狩宿字錵田一一二二から ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<ul><li>カー</li></ul>	午棧市大字守苕字它日一一つ乁	番三まで杵築市大字狩宿字鉈田一○九四番三から	杵築市大字狩宿字鉈田一一〇九	图			平成二十九年十月二十七日	え置いて一般の縦覧に供する。	『面は、平成二十九年十月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備	<b>7る。</b>
	***************************************		<b>发</b>		前	í	<b></b>		前	後		前		前後別	区域変更	大分県知事			口から二週間上	
		\$ == ==	一 七 · 四	5 五 · 二	六六六	\$  	三六・六		5 三 九○ 六	一		一		敷地の幅員	)	広瀬			入分県土木建築 <sup>2</sup>	
		- (	- h	- - - -			<u>.</u>		六七九・八	一一二、六		一 フーニ・カー	₹	延長		勝貞			部道路保全課に備	
		珠線						国線玩玩			一一般国道三		,	道路の種類		平成二十九	え置いて一般の	その関係図面	区域を	道路法(昭
三〇〇番四まで	(五)) <b>静田</b> [1] 玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三	三四二番五から 玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三	一五三一番五まで 玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺	一四〇八番六から 玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺	一五三一番五まで	一四〇八番二から 玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺	釣三七三番七まで	玖珠郡玖珠町大字四日市字十ノ		五○番五まで五○番五まで	五三番三から	玖珠郡玖珠町大字森字中尾二五		区	大	<b>十九年十月二十七日</b>	般の縦覧に供する。	図面は、平成二十九年十月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備	93°	和二十七年法律第百八十号)
	育		往	Ŕ	育		後		前	後		前	前後別	区域変更	大分県知事			から二週間に		八条第一項の
	八 九	二二八八	<u>~   0 · 0</u>	一 九 · 六	<u>\$</u>	一 六 二	一 ~ 匹 九 五 五		√ 九 六五 ○	三六 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	<i>J</i>	 メ メ ル	(	敷地の幅員	広瀬			<b></b>		第十八条第一項の規定により、安
	- C H		j 7 1	<u> </u>	<i>†</i>		1111110		======================================	五 五 · ○		五メートル		延長	勝貞			可道路保全課に備		次のように道路の

		てイミロ(言う)		三文 ニーレミーリニー		
り、次のとおり国土	一十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、	測量法(昭和二十四年注		市字十ノ釣三七三番七	玖珠郡玖珠町大字四日市字十ノ釣三七三番七から	県道玖珠山国線
	쓷	2		市字十ノ釣三七三番八	玖珠郡玖珠町大字四日古	
				中尾二五五〇番五まで中尾二五五三番三から	玖珠郡玖珠町大字森字中尾二五五〇番五まで玖珠郡玖珠町大字森字中尾二五五三番三から	一般国道三八七号
		2 使用の部分	供用開始年月日	始区間	供用開	道路の種類及び路線名
	市大字市字大坪千二百三十五番		勝貞	大分県知事 広 瀬	大公	
		1 収用の部分			一十七日	平成二十九年十月二十七日
		四 事業地			所する。	え置いて一般の縦覧に供する。
	一日まで	平成三十年三月三十一日まで	一築部道路保全課に備	から二週間大分県土木建	平成二十九年十月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に	その関係図面は、平成
	十七日から	平成二十九年十月二十七日から				供用を開始する。
		三 事業施行期間	、次のように道路の	第十八条第二項の規定により、	+法律第百八十号) 第十四	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)
	大坪街区公園	二・二・八号 大坪怎			5	大分県告示第六百十一号
	苯	大分都市計画公園事業	<b>\</b>		<b>*************************************</b>	<b>*</b>
	及び名称	二 都市計画事業の種類及び名称				
		大分市		香町大字日指字尾鼻九五六番六地内	杵築市山香町大字日指京	県道山香院内線
		一施行者の名称	平二九・一〇・二七	九二番	大字狩宿字範田	ı
勝貞	大分県知事 広 瀬			一一〇八番九から	杵築市大字狩宿字鉈田	一般国道二一三号
	<b>十</b> 七日	平成二十九年十月二十七日計画事業を認可した。	供用開始年月日	始区間	供用開	道路の種類及び路線名
り、次のとおり都市	First    First	都市計画法(昭和四十三	勝貞	大分県知事 広 瀬	大 大	
		大分県告示第六百十二号			一十七日	平成二十九年十月二十七日
}		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			所する。	え置いて一般の縦覧に供する。
			一築部道路保全課に備	から二週間大分県土木建	平成二十九年十月二十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備	その関係図面は、平成
	で、玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三三〇〇番五ま	₹ Th				供用を開始する。
	ら	الم ح	、次のように道路の	第十八条第二項の規定により、	(昭和二十七年法律第百八十号)第十章	道路法(昭和二十七年
		県道川上玖珠線	<b>}</b>		***************************************	大分具告示第六百十号
	まご・ジュージの発見を使用している。	1 rh				
	から  玖珠郡玖珠町大字帆足字一乗寺一四○八番六	h. Th		後 	三〇〇番五まで 玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三	三〇〇番
平二九・一〇・二七		1	·		六から 珠町大字森字坊主岩三 	三四二番

平成二十九年十月二十七日

大分県報 (公告)

四